

◎浄化槽法の一部を改正する法律

(令和元年六月一九日法律第四〇号) (衆)

一、提案理由 (令和元年六月六日・衆議院本会議)

○秋葉賢也君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、浄化槽法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、浄化槽による汚水の適正な処理及び浄化槽の適正な管理をより一層促進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、都道府県知事は、既存の単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるものに係る浄化槽管理者に対し、除却等必要な措置をとるよう指導、勧告等の措置をとることができるものとする、

第二に、市町村は、浄化槽による汚水の適正な処理を特に促進する必要があると認められる区域を、浄化槽処理促進区域として指定することができるものとし、当該区域内に市町村が管理する公共浄化槽を設置しようとするときは、建築物の所有者等の同意を得て、設置計画を作成するものとする、

第三に、都道府県知事等は、その区域に存する浄化槽ごとに、浄化槽台帳を作成するものとする、
などであります。

本案は、去る六月四日の環境委員会において、賛成多数をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院環境委員長報告 (令和年六月一二日)

○那谷屋正義君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

両法律案は、いずれも衆議院環境委員長提出によるものであります。

…………… (略) ……………

次に、浄化槽法の一部を改正する法律案は、浄化槽による汚水の適正な処理及び浄化槽の適正な管理をより一層促進するため、浄化槽処理促進区域の指定及び公共浄化槽に係る制度を整備するとともに、浄化槽台帳の作成、特定既存単独処理浄化槽に対する措置等を講じようとするものであります。

本委員会におきましては、今後の浄化槽の果たす役割、公共浄化槽の整備により市町村の負担が増加する懸念等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決

定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。